

2019年度 地方と東京圏の大学生対流促進事業に関するQ & A

1. 制度趣旨について

1-1 「地方と東京圏の大学生対流促進事業」（以下「本事業」という。）の趣旨・概要如何。

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」（2018年12月閣議決定）（以下、「総合戦略」という。）に基づき、地方への若者の流れを促進する取組として実施します。
- 具体的には、東京圏と地方圏の大学において、
 - ①単位互換等による学生の対流・交流に関する協定を締結するなど組織的な取組であって、
 - ②地方公共団体や地域の産業界の協力を得て、東京圏の学生に地域産業の魅力を発信するプログラムや、地方の魅力を体験できる交流プログラムが盛り込まれるもので、
 - ③半期のような長期のプログラムとともに5日間程度の短期のプログラムの双方を策定する取組のうち、効果が期待されるプロジェクトを採択し、補助金により支援することとしています。

1-2 本事業は、文部科学省において実施している大学改革のための補助金等と何が違うのか。

- 本事業は、地方にひとの流れを作る仕組みを構築するために実施するものです。
- そのため、大学改革の内容そのものよりも、人材の地方への還流という観点に重点を置いています。

1-3 本事業における「地方圏」と「東京圏」は、どの地域を示しているのか。

- 本事業においては、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を「東京圏」とし、それ以外の道府県を「地方圏」として取り扱います。

1-4 地方圏の異なる地域間（例えば、北海道と九州など）の連携についても対象となるか。

- 本事業は、若者の東京圏への集中などの課題に対応して実施する事業であり、東京圏の大学の学生が地方圏において学修することが必要であることから、東京圏の大学が参加する必要があります。
- 例えば、東京圏の大学がプロジェクト責任大学となれば、複数地域の大学が協働

大学として申請することは可能です。

2. 対象事業について

<総論>

2-1-1 既に他地域の大学と国内留学の取組を行っているが、既存の取組でも申請可能か。

- 既に国内留学等を実施している大学の組み合わせについても申請の対象となりますが、審査の基準に取組の発展性に関する内容を入れており、既存の取組をそのまま実施するだけの取組については、不採択となります。
- 一方、例えば、これまでの取組に地域の課題解決を目指す PBL の要素を盛り込んだ授業科目を追加するなど、取組に発展性があれば、採択対象となります。

<実施主体>

2-2-1 本事業に参加する大学は対流・交流の取組を全学部・学科で実施する必要があるか。

- 必ずしも全学部・学科で実施する必要はありません。一方で、補助金の額等に対する参加学生数の目標等は、審査の際に考慮されることとなります。

2-2-2 高等専門学校や専門学校は協働大学として参加することはできるか。

- 協働大学として補助金の支援対象となるのは、大学（短期大学を含む）のみとします。

2-2-3 新たに新設した学部・学科等が完成年度に到達していないが、プロジェクト責任大学や協働大学として申請できるのか。

- 完成年度以前であっても申請できます。

2-2-4 対象の大学に株式会社立大学は入らないのか。

- 株式会社立大学は対象に含みません。

2-2-5 なぜ複数大学での共同申請を不可としているのか。

- 本事業は大学だけでなく、地方公共団体や企業等の参加も必須としている取組であり、取組全体について責任を持って統括する主体がないと責任の所在があいまいになることから、共同申請を認めないこととしています。

2-2-6 プロジェクト責任大学は東京圏の大学でも地方圏の大学でもどちらでも良いのか。

- どちらでも良いこととしています。責任を持ってプロジェクトを実施する大学を

プロジェクト責任大学としてください。

<連携先>

2-3-1 参加地方公共団体は市町村でも良いか。

- 都道府県でなければいけないというわけではありません。
- 本事業では、学生への支援等に係る地方公共団体の取組や補助事業終了後の支援の在り方など、地方公共団体との連携内容等が審査の対象となっているので、その点を留意して参加を依頼する地方公共団体を検討ください。

2-3-2 参加地方公共団体の数に関する制限や審査上の加点・減点などはあるか。

- 参加地方公共団体数の制限はありません。また、参加地方公共団体数が直接的に審査の加点事由や減点事由になることはありません。
- 地方公共団体との連携内容等も審査の対象となっていますので、その観点から参加を依頼する地方公共団体数を検討ください。

2-3-3 参加する企業については規模や業種などにおいて限定はあるか。

- 限定はしていません。
- 一方、参加企業には、地域の課題解決を目指すワークショップなど、地域と協働した授業科目やインターンシップなどに協力していただくことが想定され、当該取組に企業が参加する場合、企業側の体制や実績などが審査の対象となり得ます。
- また、特定の専門分野を有する大学生の対流・交流を目指す取組の場合は、参加企業の業種等は審査の際に考慮され得ます。

2-3-4 企業とあるが、社団法人や財団法人、NPOなども含むか。

- それらの団体も本事業においては企業と同等として扱います。

2-3-5 参加する企業の数について制限や審査上の加点・減点などはあるか。

- 参加企業数の制限はありません。また、参加企業数が直接的に審査の加点事由や減点事由になることはありません。

3. 実施体制

3-1 申請までにプロジェクト責任大学と協働大学との間で協定を締結する必要があるか。

- 申請時点までに協定を締結する必要はありません。
- ただし、締結予定時期や予定している内容を様式に記載ください。また、協定が締結されなかった場合や予定されていた内容と大幅に変更されている場合などは、

2年目の支援を行わない可能性がありますので、ご注意ください。

3-2 プロジェクト責任者はどのような立場のものを想定しているのか。

- 事業の運営を実質的に総括する常勤の職員であれば、特段の役職は指定しません。また、必ずしも教員である必要もありません。一方、プロジェクトを実質的に総括する立場であることから、全体を統括できる立場の方を想定しています。

3-3 プロジェクト責任者を学長にしてもよいか。

- プロジェクトを実質的に統括する者であることから、学長がそれを担うことは想定していません。

3-4 プロジェクト責任者は、今後採用予定の者でも良いのか。

- プロジェクト責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の教職員である必要があります。

3-5 全体をとりまとめるコーディネーターとしてはどのような人材を想定しているか。

- 特定の資格や経歴等を特に想定はしていませんが、大学だけでなく、地方公共団体や企業等とカリキュラムの内容や学生支援の方策を主体的に調整できる人材である必要があります。

3-6 補助金期間終了後に地方公共団体が必ず支援等をしないとイケないのか。

- 地方へのひとの流れを作る取組の一環として実施することもあり、特に補助期間終了後は地方公共団体が関与することは必須だと考えています
- 国からの補助期間終了後の地方公共団体における大学の取組への支援のための手段（例えば、地方創生推進交付金の活用等）については、事前にご検討ください。

4. 事業規模

4-1 申請に当たり、補助金基準額まで計上しなければならないのか。

- 補助金基準額まで計上しなければならないということはありません。
- 補助期間の計画策定に当たり、毎年度の予算計上は、その年度に実施する事業の内容等を勘案して、補助基準額の範囲内で必要な金額を計上してください。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、経費の用途が著しく不適当な場合などは不採択にすることとしています。

4-2 補助金基準額に対して、基準まで計上している事業とそこに満たない少額の事業では有利・不利はあるか。

- ありません。
- 事業の規模において、事業実施に必要な経費を計上してください。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、経費の使途が著しく不適當な場合などは不採択にすることとしています。
- なお、本事業は厳しい財政状況の中、基盤的な財政支援に加えて国が政策誘導的に支援するものですので、少ない費用で高い効果を生み出す事業計画を作成してください。

4-3 1連携当たりの補助金基準額の範囲内であれば、プロジェクト責任大学と協働大学の支援対象経費の配分をどのようにしてもよいか。

- 補助金の配分を変えることは認められます。ただし、プロジェクト責任大学が協働大学よりも経費が小さくなる場合は認められません。

4-4 公募要領に記載されている補助金基準額の上限額等は単年度かそれとも2年間分か。

- 公募要領に記載している「1連携あたりの上限額は、2,000万円」という内容は2019年度における取扱いであり、単年度の額となります。

4-5 補助金基準額について2020年度はどのようになる見込みか。

- 2020年度予算は未定ですが、2019年度と同様の基準額として経費を積算してください。

5. 経費の取扱い

5-1 情報機器等の購入はできるか。

- 遠隔教育のための情報機器の整備など、学生の学修活動の効果が特に高まる取組に限定して費用の対象とします。

5-2 建物の改修等することは可能か。

- 本事業は、ソフト面を中心に支援する予定であり、このような費用は支援の対象にしません。

5-3 学生への奨学金や交通費を支出することは可能か。

- 参加する全学生に支出する性格の費用は支援の対象としていません。
- 一方、学生が地域と協働した優れた取組を行う場合など、選考を経て決定した取組に対して、プロジェクト経費として参加学生に支出をすることは認められます。

5-4 学生へ国内移動のための交通費を支出することは可能か。

- バス等の借上げにより対応することを原則とし、学生個人が支出した電車や飛行機の費用について支給はできません。

5-5 学生の宿泊費を支給したり、アパートを借上げたりすることは可能か。

- 学生の宿泊費の支出やアパートの借上げの費用は支援の対象とはしません。

5-6 教職員及び学生の外国への旅費について支出することは可能か。

- 本事業の性質から海外に出張等をする意義が少ないため、外国旅費については支援の対象とはしません。

5-7 成果発表会に支出をすることはできるか。

- 大学生の地域間の対流・交流を進める上では、重要であるため、成果発表会に支出することは可能とします。ただし、過度に豪華なものの場合は、費用の対象外とする可能性があります。

5-8 公募要領では企業等には補助金の配分は認められませんが、授業等に企業の方に参加してもらった場合に謝金を支払うことは可能か。

- 講師謝金等を支払うことは可能とします。

5-9 授業を担当する教員の人件費にあてることができないとあるが、コーディネーターを担当する教員の授業分も経費の対象外となるのか。

- コーディネーターが授業を担当する場合は、他の取組との区分も難しいと考えられることから、経費の支援対象とします。
- また、授業の一部にゲストスピーカーを呼ぶ場合も、その経費は支援対象とします。

5-10 コーディネーター担当の教職員が他の道府県等や大学との連携を模索する取組も支援対象経費となるか。

- そのような経費も取組を発展させるものであれば支援可能とします。
- その際は、計画のなかにそれらの内容を盛り込むようにしてください。

5-11 事務員等を雇用することは可能か。

- 非常勤の事務員を雇用することは可能です。

5-12 公募要領には、「地域と密接に協働して地域の課題解決につながる可能性のあるような質の高いプロジェクトの提案など、学生が意欲をもって取組を実施できるように、意欲的な取組を行う学生を奨励する取組を行うこと」、「地域と密接に協働して地域の課題解決に実際につながる可能性のあるような質の高いプロジェクトを提案した学生に対して、取組等を円滑に行うための実施経費を給付す

ることができます」といった記載があるが、具体的にどのような取組に経費を出すことが可能か。

- 学生に対してプロジェクトの提案を募集するとともに、提案されたプロジェクトを審査した上で、優れた取組を採択し、採択されたプロジェクトを実施する学生に対して、実施に必要な経費を支援する取組を想定しています。学生への支援額に関しては、過大にならないように留意ください。
- 本件については疑問点等がある場合は、担当者まで御連絡ください。

5-13 協働大学の経費の取扱いについてはどのようにしたらよいか。

- 協働大学の事業の内容、経費の精算などについて当該複数大学間で事業を適切に実施するため、プロジェクト責任大学と協働大学等間で共同事業契約等を締結し、補助事業を行うようにしてください。

6. 審査

6-1 「地方と東京圏の大学生対流促進事業選定委員会」の委員の氏名は公表されるのか。

- 当該年度の最終採択後に、委員の氏名を公表いたします。

6-2 面接審査はどのような場合に実施するのか。

- プロジェクトの内容の妥当性や実現可能性等の確認等必要があると認められる場合に実施する可能性があります。実施する場合の実施方法は、面接対象となった申請者に追って御連絡します。

7. 募集・採択

7-1 採択された場合、事業開始前（交付内定前）に実施した事業について遡って経費を充当できるのか。

- 交付内定後におけるプロジェクトの実施に必要な経費に対し、支出されるものであり、内定前に遡って経費を充当することはできません。

7-2 2020年度募集を考えているか。

- 来年度以降の募集の実施に関しては現時点では未定です。

8. その他

8-1 様式1に「原則〇ページ」とあるが、どの程度の分量にすればよいか。

- 原則〇ページとしているのはプロジェクトに参加する大学数や地方公共団体数、企業数によって異なると考えられることから、このような記載としています。そのため、分量の記載は概ねの上限とし、分量が増えた場合も減点対象とはしませんが、関係のない内容が多く含まれる場合は、取組の趣旨が曖昧であるなどの判断がされ、審査に影響を及ぼす可能性がありますのでご注意ください。
- また、「原則〇ページ」の分量に達していなくても減点されることはありません。

8-2 2年間の補助期間終了後再度申請することはできるか。

- 基本的には2年間の補助期間終了後は地方公共団体等と連携しながら、その取組を継続していただくことを想定しております。
- そのため、申請の段階から3年目以降の地方公共団体との連携方策を検討し、応募することを求めています。
- 一方、2年間の補助期間終了後に別の学部等で新たな取組を行う場合などについて申請可能とするかは、今後の予算の状況次第で検討いたします。なお、募集を実施するかどうかは予算の状況次第のため、現時点では決まっています。